

1. PTA活動総合補償制度の概要

PTA活動総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」をめざし、各校PTAの会員（保護者・教職員）やPTAが事前に行事参加を認めた方および児童・生徒に生じる事故について、総合的な補償を提供する制度です。

- ・傷害保険普通保険約款+PTA 団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約
+熱中症危険補償特約+保険料の払込みに関する特約
- ・賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約
+提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約+保険料支払に関する特約

(1) 補償内容

PTA会員（保護者・教職員）等の傷害事故に対して

PTA会員（保護者・教職員）とその同居の親族、PTAが事前に参加を認めた方が、PTA主催・共催の行事（注1）に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）の急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）

児童・生徒の傷害事故に対して

児童・生徒が、PTA主催・共催の活動に参加中（自宅から活動場所への往復途上を含む）に急激かつ偶然な外来の事故でのケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。（細菌性またはウイルス性食中毒、熱中症を含む。）
但し、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます。

各校PTAの賠償責任について

日本国内でPTAの管理下（注2）で、各校PTAが、次のような法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償します。

- ・PTA活動（注3）の遂行中に、管理上のミスなどによって第三者の身体・財物に損害を与えた場合
- ・PTAが他人から借りたスポーツ用具などをPTAや児童・生徒が損壊・紛失したり、盗難にあった場合
- ・PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合

＜法律相談・クレーム対応費用補償＞
PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償
※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介（無料）を受けられます。

(注1)PTAが主催・共催する行事とは、日本国内でPTAが企画・立案し、主催または共催する行事活動でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（名称のいかんを問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。
(例)PTA役員会・総会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール等
(注2)PTA管理下とは、PTAの指揮、監督、指導下においてPTA活動（注3）を行っている間をいいます。（PTA活動に参加するための所定の場所と自宅の往復途上は含みません。）
(注3)PTA活動とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動でPTA総会・運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

(2) 保険金額と保険料 ※各校PTAで下記のプランより選択してください。
(保険期間:1年間)

プラン名		Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害保険	死亡保険金	197万円	242万円	317万円
	後遺障害保険金	障害の程度によって上記死亡保険金額の4%~100%		
	入院保険金 日額(180日限度)	2,700円	3,500円	4,500円
	手術保険金 (手術の際の入院の有無によって 上記入院保険金日額の)	入院中10倍 入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍 入院中以外5倍 (1事故につき1回)	入院中10倍 入院中以外5倍 (1事故につき1回)
	通院保険金 日額(90日限度)	1,800円	2,300円	3,000円
制度掛金(保険料・1世帯あたり)		73円	93円	120円
PTA賠償責任保険	PTA活動の遂行に伴う 損害賠償責任 (自己負担額:1千円)	対人 対物	300万円/1名・3,000万円/1事故	
	保管物に係わる損害賠償責任 (自己負担額:5千円)		10万円/1事故 (保険期間中500万円)	
	提供飲食物危険補償 (自己負担額1千円)	対人 対物	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの 1事故あたりの限度額が適用されます。	
	法律相談・クレーム対応費用補償		100万円/1事故 (保険期間中1億円)	
	制度掛金(保険料・児童生徒1名あたり)		7円	

(3) 保険期間

2025年4月1日午後4時から
2026年4月1日午後4時までの1年間

(4) 傷害保険の補償対象となる方（被保険者）

PTA活動に役割をもって参加している以下の方々

- ① PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- ② PTA会員の同居の親族（兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児なども対象）
(例)児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③ PTAが事前に行事に参加を認めた方
(例)PTAが事前に参加を認めた近所の方が防犯パトロールに参加の場合

なお、PTAが他団体との共同開催の場合、他団体所属の方は補償の対象外となります。